

訪問看護ご利用費（介護保険）

R6年改正

- ◇自己負担は総費用の１割～３割
- ◇支給限度基準単位数を超える場合は１０割負担

◆看護師・准看護師による訪問看護◆

・介護訪問看護費

	看護師
20分未満	314単位
30分未満	471単位
30分以上1時間未満	823単位
1時間以上1時間半未満	1,128単位

・介護予防訪問看護費

	看護師
20分未満	303単位
30分未満	451単位
30分以上1時間未満	794単位
1時間以上1時間半未満	1,090単位

◆理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問看護◆

	1回あたり （※20分）	1日に2回を超えて 行う場合
介護訪問看護費	294単位	265単位
予防訪問看護費	284単位	142単位

※理学療法士等による訪問看護は、1回あたり20分以上で週6回を限度とし、1日に2回を超えて実施する場合は所定単位数の90%を算定する。（予防の場合は50%を算定する）
※利用開始日の属する月から起算し、12か月を超えた期間に介護予防リハビリを提供した場合は－5単位／回で算定

◆初回訪問時、再開時にかかる金額◆

初回加算（Ⅰ）	350単位	病院等から退院した日に看護師が初回の訪問看護を行った場合
初回加算（Ⅱ）	300単位	初回利用時、または過去2ヶ月ご利用がなかった場合
退院時共同指導加算	600単位	病院等に入院又は入所中の者が退院時共同指導を行った後、退院又は退所後に初回の指定訪問看護を行った場合

◆1回にかかる金額◆

サービス提供体制加算（Ⅰ）※1回あたり	6単位
---------------------	-----

◆月に1回かかる金額◆

緊急時訪問看護加算（Ⅰ）	600単位
--------------	-------

特別管理加算	
在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理をうけている状態にある者 気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態にある者 在宅麻薬等注射管理、在宅腫瘍化学療法注射指導管理、在宅強心剤持続投与指導管理を受けている者	（Ⅰ）500単位
在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅人口呼吸指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている者	（Ⅱ）250単位
人口肛門、人口膀胱を設置している者	
真皮を超える褥瘡の状態	
点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態	

口腔連携強化加算	50単位
----------	------

◆時間外の訪問にかかる金額◆

【早朝・夜間加算】	6：00～8：00 ／ 18：00～22：00	25%加算
【深夜加算】	22：00～6：00	50%加算